

入札契約制度の改正について

令和4年5月20日

倉敷市の入札契約制度について、次のとおり改正します。

1 最低制限価格及び失格基準価格の算定方法について

(1) 改正内容

建設工事の最低制限価格は、国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）により算定した最低制限価格基準率（以下「基準率」という。）を基に、一定の範囲で変動させる方式で算定していますが、その変動方法を改正します。

※低入札価格調査における失格基準価格及び測量、建設コンサルタント業務等の最低制限価格の算定方法も同様に改正します。

【現 行】

基準率から－1.98%の範囲で変動

■最低制限価格の算定方法

予定価格（税抜）×（最低制限価格基準率－（0.002X+0.0002Y））

■失格基準価格の算定方法

予定価格（税抜）×（失格基準率－（0.002X+0.0002Y））

【改正後】

基準率から＋0.495%の範囲で変動

■最低制限価格の算定方法

予定価格（税抜）×（最低制限価格基準率＋（0.0005X+0.00005Y））

■失格基準価格の算定方法

予定価格（税抜）×（失格基準率＋（0.0005X+0.00005Y））

(2) 改正時期

令和4年6月1日以降の入札公告・指名通知分から

2 建設工事における予定価格の事後公表の本格実施について

(1) 改正内容

契約課が発注する設計金額1億円以上の工事について、予定価格等を入札後に公表する事後公表で入札を実施します。

(2) 実施時期

令和4年10月以降の入札公告分から

(令和4年9月末までは現行の試行実施を継続します)

3 下水道工事（管更生工事を除く）の一般競争入札の入札参加資格要件の改正

(1) 改正内容

土木一式工事として発注する下水道工事（管更生工事を除く）の地区要件について、最大2地区に分割する地区要件としていたところを、通常の土木一式工事と同様に、金額に応じ最大6地区に分割する地区要件とします。

【現 行】		【改正後】
予定価格	地区要件	地区要件
1億円以上	全市	全市
6,000万円以上 1億円未満	全市	大分類（3地区）
2,000万円以上 6,000万円未満	2地区（下水）	中分類（4地区）
1,000万円以上 2,000万円未満	2地区（下水）	小分類（6地区）

※地区要件の説明

2地区（下水）：[倉敷・児島] [水島・玉島・真備・船穂]

大分類（3地区）：[倉敷] [児島・水島] [玉島・船穂・真備]

中分類（4地区）：[倉敷] [児島] [水島] [玉島・船穂・真備]

小分類（6地区）：[倉敷①] [倉敷②] [児島] [水島] [玉島] [船穂・真備]

(2) 改正時期

令和4年6月1日以降の入札公告分から